

公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾にかかる事務手続等について

制定 令和6年8月26日

1 対象工事

青梅市（以下「市」という。）が公共工事代金債権信託（以下「債権信託」という。）にかかる債権の譲渡を承諾できる対象工事は、次の各号の全てに該当する工事とする。

(1) 請負金額が1,000万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が1,000万円以上であること。

(2) 工事の進ちよく状況が、青梅市契約事務規則（平成14年4月1日規則第22号）第53条の規定による前払金（以下「前払金」という。）相当割合を、前払金の支払の有無を問わずおおむね超えていること。

また、同規則第53条の2の規定による中間前払金（以下「中間前払金」という。）または第54条の規定による部分払（以下「部分払」という。）がなされている場合は、工事の進ちよく状況が、前記前払金相当割合に中間前払金または部分払相当割合を加えた割合をおおむね超えていること。

(3) 次のアからエまでに掲げる事項に該当しないこと。

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

イ 工事請負契約書第46条各号または第46条の2各号のいずれかに該当するため、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項のただし書きを適用しない契約である場合

エ 受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不相当な特別の事由がある場合

2 受注者および債権譲受人

債権譲渡の承諾を申請する受注者および債権譲受人が満たすべき条件

は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める
中小企業者（以下「中小企業者」という。

(イ) 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、
下請負人等である中小企業者に対する支払い計画がある場合

イ 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定によ
り破産手続開始の申立てをした場合

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規
定により更生手続開始の申立てをした場合

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規
定により再生手続開始の申立てをした場合

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定に
より特別清算開始の申立てをした場合

(オ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(カ) その他債務の弁済が不可能となった場合

(2) 債権譲受人は、次の者であること。

株式会社きらぼし銀行

3 債権譲渡の承諾にかかる事務手続等

受注者および債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合
は、次項に定める申請書類を青梅市長に提出する。

なお、受注者および債権譲受人は、債権信託にかかる書類の提出、受
理または工事現場への立入り等の際は、身分証明書または東京電子自治
体共同運営の建設工事等競争入札参加資格申請を経て発行された建設工
事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を持参する
こととし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

4 申請書類

前項に規定する申請書類は、次のとおりとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通

(2) 締結済みの公共工事代金債権信託契約書の写し 1通

(3) 発行日から3か月以内の受注者および債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(4) 工事履行報告書 1通

様式は、官房課長通達に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達にもとづくものとする。

なお、申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

(5) 契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険、保証約款等により当該保険会社または保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。）

(6) 受付票の写し 1通（契約締結後に受注者の所在地、商号または名称、代表者職氏名および使用印等の変更があった場合に提出するものとする。）

5 書類の提出先

申請書類の提出先は、青梅市総務部総務契約課（以下「総務契約課」という。）とする。

なお、申請書類の提出方法は、受注者と債権譲受人が共同して総務契約課に持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（様式第2号）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

また、申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の2週間前までとする。

6 出来高の確認

債権譲受人は、信託契約にもとづき工事の出来高を確認する場合には、事前に工事出来高確認協力依頼書（様式第3号）を総務契約課に提出するものとする。

なお、債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書等を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

7 請負代金等の請求

(1) 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金または部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、市に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、受注者は市に対し一切の請求をすることができない。

(2) 債権譲受人は、工事請負契約にもとづき確定した請負代金等の支払を市に対し請求するときは、工事代金請求書を総務契約課に提出するものとする。

9 契約変更の場合の取扱い

(1) 受注者は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の契約金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

(2) 受注者および債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（様式第4号）を作成の上、債権譲受人は、総務契約課に提出するものとする。

10 契約解除の場合の取扱い

(1) 契約書第46条、第46条の2、第47条、第48条、第48条の2および第49条の2の規定または青梅市契約に関する特約書第3条の規定にもとづき、工事請負契約が工事完成前に解除された場合の工事代金債権の金額は、契約書第49条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた部分に相応する請負代金額から、すでに支払をした前払金、中間前払金、部分払金および請負契約により発生する違約金等の市の請求権にもとづく金額を控除した額の全額とする。

なお、受注者および債権譲受人は、当該工事請負契約にもとづき市が行う既済部分（出来高）の査定の結果については、異議申立てをすることはできない。

(2) 債権譲渡を承諾した後に受注者の倒産等またはその他の理由により契約が解除された場合、当該工事の施工担当部署は、前号により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

(3) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（様式第5号）を

作成の上、総務契約課に提出するものとする。

この場合、受注者が倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。